

## 請 願 書

### 【請願趣旨】

政府は、10月18日、「給特法改正案」を閣議決定し、今臨時国会に上程しました。この「改正案」は教員に変形労働時間制を導入し、繁忙期の勤務時間の上限を引き上げ、夏休み期間中などに休日をまとめて取得させようとするもので、各自治体の条例化で2021年4月から導入できるようになっています。

文科省は「残業時間の上限を月45時間、年360時間とするガイドライン」を1月に公表していますが、この「給特法改正案」はガイドラインを文科相が定める「指針」に格上げするとしています。この「改正案」は以下の点で教育現場の現状を悪化させ、子どもの教育権保障にも重大な支障をきたし兼ねないものとなっています。

1、「改正案」は、2018年12月6日、教員の長時間労働是正策を議論する中教審の特別部会において、公立小中学校の教員の残業時間を、原則「月45時間以内」、繁忙期でも「月100時間未満」とする指針案が了承され、教職員給与特別措置法（給特法）改正案となって今国会に上程されることとなりました。

しかし、政府の教員勤務実態調査でも、既に公立小学校教員の約8割・公立中学校教員の約9割が、ひと月当たり45時間超の時間外労働をしている実態が明らかになっているにもかかわらず、こうした実態を改善する方向とは無縁のものとなっています。この指針自体が繁忙期で「月100時間未満」の上限設定という「過労死ライン」超えを前提にしており、『過労死促進法』といっても過言ではないものとなっています。

2、そもそも「給特法」は教育労働者に対する労働基準法適用除外とともに、「教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」ことを法定化し、「残業代」に代わって基本給の4%に相当する「教職調整額」を毎月支給することを基本設計としています。この制度設計がなされた時代と現在の現場の事態はかけ離れたものになっています。文科省の16年度調査では「中学校教員の約6割、小学校教員の約3割の残業時間が、おおむね月80時間超が目安の「過労死ライン」を超えていた」実態となっています。

総務省の地方公務員給与実態調査（2016年）では、小中学校教員の平均月給は約36万円（基本給、平均43.1歳）で、「教職調整額」4%は約1万4000円にしかありません。これを想定した月の時間外勤務時間数80時間で割ると、残業1時間あたり200円足らずとなり、最低賃金を大幅に下回り、事実上の「残業代ゼロ」で働かせ放題となっています。こうした実態を抜本的に改善することこそ文科省に問われています。

3、労働基準法で残業代の割増を法定化しているのは、雇用主の負担を大きくすることで「残業時間」を抑制させるためです。生存権保障のため、憲法第27条に基づいて制定された労働基準法の適用除外とし、最賃基準さえ下回る「教職調整額」で済ませてきたことが、『2015年度にうつ病などの精神疾患で休職した公立学校の教員は5009人』（文科省調査）と2000年度（2262人）の倍増という状況を生み出している責任は政府・文科省の不作為が原因です。

4、労基法上、1年変形労働制を導入するためには、対象期間の労働日数、1週間・1日の労働時間数、連続して労働させることのできる日数について限度が決められており、会社は、この限度を超えない範囲内で、対象期間における労働日及び当該労働日ごとの労働時間を定めなければなりません。

会社は、1人でも法定労働時間を超えて労働させる従業員がいれば、36協定を締結し、所轄の労働基準監督署に届出が必要となります。教員への「変形労働時間」導入は、こうした手続きさえ必要としない現場無視の制度であり、「ILO教員の地位に関する勧告」にも反するものです。

5、「変形労働時間」の学校職場への導入は学校現場を更に混乱させ、「甘かった見通し」と批判されて延期した「大学入試への英語民間試験導入」の二の舞になります。

三重大学附属小学校では、2005年から「変形労働時間」を先行導入していますが、授業がある日の勤務時間を最大9時間45分に延ばす代わりに、授業のない8月の夏休み期間は土日以外に休日を13～14日間確保していると報道されています(中日新聞2018年12月28日)。公立校の勤務時間は自治体の条例・規則などで決まっており、8:15～16:45(7時間45分の勤務時間+45分の休憩時間)が通例となっています。変形労働が導入されると、繁忙期は勤務時間が19時前後までになる可能性があり(最大で10時間の勤務時間+1時間の休憩時間)、夕方遅い時間に会議が設定されてしまいます。ここから、以下の問題が必然的に発生します。

①変形労働時間制を定めた労働基準法施行規則では、育児・介護を行う者など特別の配慮を要する者に必要な時間を確保できるような配慮が必要と定めており、中教審答申でもこうした配慮が必要な教員には、1年単位の変形労働時間制を適用しない選択ができる措置することが求めています。

②1年単位の変形時間労働制には、「1箇月を超え1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないこと」「労働時間の限度は1日につき10時間まで、1週間につき52時間まで(※対象期間が3ヶ月を超える場合は、48時間を超える週は3ヶ月で3回まで)という条件が必要」となります。

③現状でも、非常勤職員などが多くなっており、様々な勤務形態の教職員が存在し、年齢構成から育児や介護で配慮が必要な教職員も多くなる中で、管理職が「勤務の割振り」を作成することは実質不可能となります。文科省はこうした課題を現場に丸投げするのでしょうか。

以上の点を踏まえて、以下の点を請願します。

## 【請願項目】

- 1、「給特法改正案」の今国会での成立を断念し、長時間労働による学校現場の実態を抜本的に改善することを求めます。その際、「ILO教員の地位に関する勧告 82項：教員の給与及び勤務条件は、教員団体と教員の使用者との間の交渉の過程を経て決定されるものとする 及び89項：教員の1日及び1週あたりの勤務時間は、教員団体と協議の上定めるものとする。」を遵守すること。
- 2、給特法を廃止し、教育労働者に労働基準法を適用することで残業代支給を抑制するための時間規制強化と人員増を求めます。

2019年11月11日

平和と民主主義をめざす全国交歓会

山川 義保

なかまユニオン

委員長 井手窪 啓一

首都圏なかまユニオン

委員長 伴 幸生